

ゆうせい共済

本誌は紙冊子での発行を
いたしていません。



● 各種申請・請求書等のあて先 ※ 必ず担当名を記載してください。
※ 郵送料は差出人負担です。

〒330-9792 ※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」にお願いします。
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※ 組合員証（保険証）等のみ返納は以下にお願いします。
〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 組合員証等返納係 あて

● ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、申請様式の取得にご利用ください。



スマートフォン対応

● 電話によるお問い合わせ

コールセンター

TEL **0120-97-8484**

受付時間 午前9時～午後6時（土、日、祝日および年末年始（12/29～1/3）除く）

電話番号は
お間違えのないよう
お願いします

Contents 次のページを
ご覧ください →

493号
ハイライト

- 被扶養者の資格確認を実施します
- マイナンバーカードの健康保険証としての利用がはじまっています
- 9月は定時決定標準報酬月額のこと
- 特定健康診査など健康増進にかかわること



などなど 今号も
大切なお知らせが満載です
最後までご覧ください



目次					2
マイナ保険証のこと					P3,4,5,6
長	短	退	任	●	マイナンバーカードの健康保険証利用がはじまっています …3
長	短	退	任	●	組合員証(保険証)等が使用できなくなります! …4
長	短	退	任	●	マイナ保険証 よくある質問! その1 …5
長	短	退	任	●	マイナ保険証 よくある質問! その2 …6
長	短	退	任	●	組合員証(保険証)等は必ず返納を! …7
長	短	退	任	●	10月1日より認定基準が改定となります …8
被扶養者の資格について					P9,10
長	短	退	任	●	2025年度 被扶養者資格確認を実施します その1 …9
長	短	退	任	●	2025年度 被扶養者資格確認を実施します その2 …10
長	短	退	任	●	就職・別居・収入増加等に伴う被扶養者の取消手続きを忘れずに! …11
健康増進につながるごと					P12,13
長	短	退	任	●	年に一度の“安心習慣” 対象者の皆さま、「特定健康診査」はもう受けられましたか? …12
長	短	退	任	●	ここから変わる! 「特定保健指導」を受診しましょう! …12
長	短	退	任	●	マイナポータルで特定健康診査の結果が確認できます …13
長	短	退	任	●	卒煙にチャレンジしてみませんか? …13
9月からの共済掛金のこと					P14
長	短	退	任	●	9月からの標準報酬月額を給与明細で確認を …14
いろいろなお知らせ					P14,15,16
長	短	退	任	●	柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる際の注意事項 …14
長	短	退	任	●	年末調整等に必要の証明書を発行します(「みらい」・住宅貸付) …15
長	短	退	任	●	「みらい」ご加入の皆さまへ送付物のご案内です …15
長	短	退	任	●	地方自治体による医療費助成制度を受けている場合は届け出が必要です! …16
長	短	退	任	●	電子申請が便利です! …16

共済組合の組合員は、

長期組合員 と 短期組合員

に分かれています

長期組合員

フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員

短期組合員

短時間勤務職コースの正社員や高齢再雇用社員、
非正規社員(アソシエイト含む)等

本誌中の郵政会社等とは
次の組織を示しています

- ① 日本郵政株式会社
- ② 日本郵便株式会社
- ③ 株式会社ゆうちょ銀行
- ④ 株式会社かんぽ生命保険
- ⑤ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険
管理・郵便局ネットワーク支援機構
- ⑥ 日本郵政共済組合



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを顔認証付き
カードリーダーに置いて本人確認!!

受診するときは、
マイナンバーカードを
持って行くぞう!



医療機関や薬局でマイナンバーカードを健康
保険証として利用できる仕組みの本格運用
が、2021年10月からはじまっています。

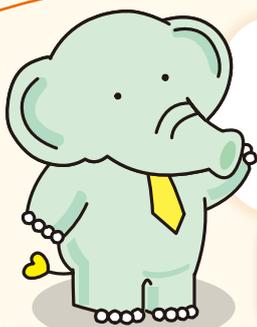
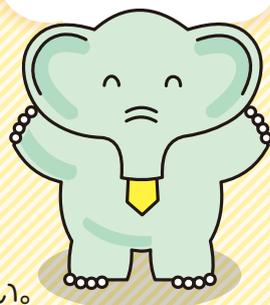
詳しくは

コチラをクリック

マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省



ご確認ください。



マイナンバーカードを
持っているだけでは
マイナ保険証
にならないんだぞう!

健康保険証の利用登録がされた
マイナンバーカードのことを
「**マイナ保険証**」といいます

マイナ保険証の使用には、手続きが必要です!
➔ 手続きについては、4ページでご説明します

マイナ保険証を利用することで...

よりよい医療が受けられます

初診でも過去に処方されたお薬や、
特定健診などの情報を医師や薬剤師の方に共有できます。

限度額適用認定証の提示が不要になります

入院や外来の窓口での支払額が高額になる場合、事前申請が必要な「限度額適用認定証」がなくとも、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



注意

「マイナ受付」を導入していない医療機関等ではご利用できません。

- 詳細は共済組合ホームページを
ご覧ください。

トップページ

給付・医療費から探す

高額療養費

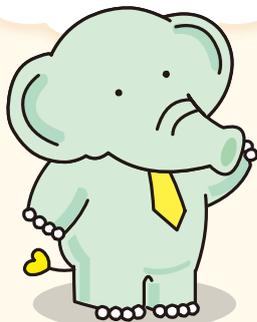
コチラをクリック



〈被扶養者担当〉

組合員証や被扶養者証は2025年12月2日(火)から使用できなくなりますので、医療機関を受診する際はマイナ保険証又は資格確認書を使用してください。

2025年12月1日(月)までは組合員証等が使えるぞう



マイナンバーカードは取得されていますか?

マイナンバーカードを受け取るには申請が必要です。(外部リンク)

詳しくはこちらをクリック



マイナンバーカードを健康保険証として登録はお済みですが?

健康保険証としての登録が必要です。(外部リンク)

詳しくはこちらをクリック



セブン銀行ATMでも申込できます!

マイナンバーカードに関する詳細については、以下のウェブサイト等をご覧ください。地方公共団体情報システム機構「マイナンバーカード総合サイト(外部リンク)」

マイナンバーカード総合サイト(外部リンク)

https://www.kojinbango-card.go.jp

詳しくはこちらをクリック



マイナンバー総合フリーダイヤル(地方公共団体情報システム機構)

マイナンバー 0120-95-0178

おかけ間違いのないようにご注意ください



無料

平日 9:30~20:00

土・日・祝 9:30~17:30(年末年始を除く)

紛失・盗難などによるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付!



注意

お手元の「マイナ保険証」又は「資格確認書」の有効期限が切れていないか、お早目にご確認ください!

マイナ保険証等の有効期限(マイナ保険証の有効期限は2種類あります。)

- ① **カード本体の有効期限** 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで
- ② **電子証明書の有効期限** 発行日から5回目の誕生日まで

※ いずれも有効期限の2~3か月前を目途に自治体から通知書が送付されます。通知が来ていなくても有効期限の3か月前から更新できます。

- ③ **資格確認書の有効期限** 資格確認書(表面)の「有効期限」欄に印字された日まで



注意

「資格確認書」を紛失等されている方は、お早めに再交付の手続きをお願いします。

12月前後はお手続きが集中しているため、発行までお時間をいただく場合があります。

● 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

コチラをクリック



トップページ ▶ 共済組合のしくみ ▶ マイナ保険証等 ▶ 資格確認書の交付

〈被扶養者担当〉



保険証は発行されますか。
あるいは、保険証の代わりに何が届きますか?

保険証は発行されません。
マイナンバーカードの利用登録の状況によって異なりますが、
以下の①又は②がご自宅に郵送されます。

- ① 利用登録済み⇒資格情報のお知らせ
- ② 利用登録をしていない⇒資格確認書

保険証の代わりとなるのは資格確認書になりますので通院される場合は病院の窓口で資格確認書を提示してください。
(利用登録済みの方におきましてはマイナンバーカードを提示してください。)



- 詳しい登録方法をこちらでご確認願います

コチラをクリック

マイナンバーカードの保険証利用について (被保険者証利用について) | 厚生労働省



マイナンバーカードの保険証利用登録は
どのようにするのですか?

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録方法は主に以下の3つになります。

- ① 顔認証付きカードリーダーからの申請
マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただき、
保険証として利用するための申込み手続きができます。
- ② マイナポータルからの申請
ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータル
にログインをして、マイナンバーカードの保険証利用登録
ができます。
- ③ セブン銀行ATMからの申請
マイナンバーカードと利用者証明用パスワード(4桁)
があれば原則24時間、セブン銀行ATMで保険証利用の
申込みが可能です。



- 詳しい登録方法をこちらでご確認願います

コチラをクリック

マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省



〈被扶養者担当〉



マイナンバーカードを保険証として利用登録したか、わからないのですが…

マイナンバーカードの保険証利用登録状況はマイナポータルで確認できます。

マイナポータルにログイン

- 「マイナポータルアプリ」をインストール
- ログインには申込者本人のマイナンバーカードを使用

iOS

Android

二次元バーコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

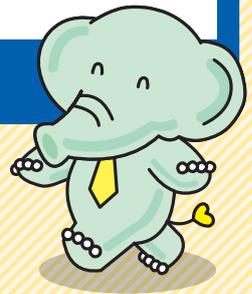
登録済

未登録

登録

利用登録済み

出典：厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)



- 詳しくはこちらでご確認願います

コチラをクリック

マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省

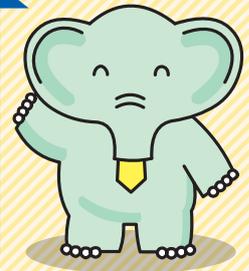


採用された日にマイナンバーカードで受診できますか?

いいえ
勤務先より採用データが接続されてから5営業日程度でご使用できるようになります。

これで解決

いったん、全額をお支払いいただき、保険者負担分(7~8割)に相当する額を「療養費」として後日当共済組合へご請求いただきます(立替払い)。



- 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください

コチラをクリック

トップページ

短期給付事業:立替払いをしたとき

療養費・家族療養費(立替払い・はりきゅう等)



〈被扶養者担当〉

組合員証等には返納義務があります

次に該当する場合は、共済組合から発行された組合員証(保険証)、被扶養者証(保険証)、有効期限内の資格確認書、限度額適用認定証等(以下「組合員証等」といいます。)を速やかに共済組合に返納しなければなりません。

返納する組合員証等 事象(返納対象)	組合員証(保険証)	組合員被扶養者証(保険証)	(有効期限内の)資格確認書	特定疾病療養受療証	限度額適用認定証	限度額適用・標準負担額減額認定証
① 退職や労働条件の変更等により組合員の資格を喪失したとき(組合員証等)	○	○	○	○	○	○
② 取消により被扶養者の資格を喪失したとき(喪失した方の組合員証等)	○	○	○	○	○	○
③ 氏名変更により新しい組合員証等を発行したとき(氏名変更前の組合員証等)	○	○	○	○	○	○
④ 破損、汚損等により組合員証等を再発行したとき(破損、汚損等した組合員証等)	○	○	○	○	○	○
⑤ 亡失により組合員証等を再発行した後に、亡失した古い組合員証等が見つかったとき(見つかった古い組合員証等)	○	○	○	○	○	○
⑥ 有効期限切れ又は入院期間が短縮された等により使用しなくなったとき(使用しなくなった限度額適用認定証等)	×	×	×	×	○	○
⑦ 適用区分の変更等により新しい限度額適用認定証が交付されたとき(古い限度額適用認定証等)	×	×	×	○	○	○

返納……………○ 返納不要……………×

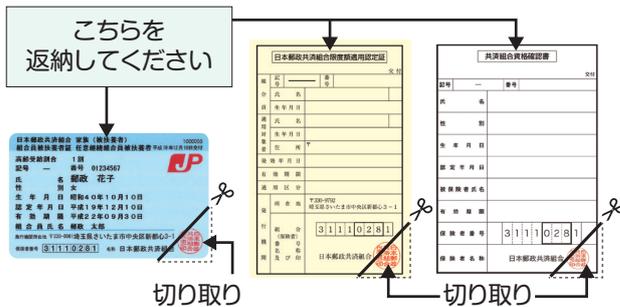


注意

資格喪失後の組合員証等は無効となり、病院等で使用した場合は、不正使用として共済組合が負担した額(総医療費の7割~9割)を返還していただくこととなるほか、刑法上の犯罪に該当することがありますので、ご注意ください。

- ① 組合員証等は、右下を切り取ってください。
- ② 様式「組合員証等返納票」に必要事項を記入してください。
- ③ ①と②を併せて、組合員が直接、以下の返納先へ郵送により返納してください。

返納方法



返納先

〒330-9793
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター
組合員証等返納係 あて

● 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[コチラをクリック](#)

[トップページ](#)

[よくある手続から探す](#)

[組合員証等の再交付/返納](#)



〈被扶養者担当〉

令和7年度税制改正大綱において、現在の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、年齢19歳以上23歳未満の子を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることになりました。

それを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件等を見直すこととし、日本郵政共済組合被扶養者認定基準の一部を改定します。

認定基準改定の施行日 2025(令和7)年10月1日

改定変更事項

被扶養者認定時の収入要件

- 60歳未満・・・130万円未満
- 60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者(以下、「障害年金受給要件該当者」という。)・・・180万円未満

上記の要件に加えて新たに

19歳以上23歳未満の者(※)に限り150万円未満

※ 組合員の配偶者等を除きます。

0歳～	19歳～	23歳～	60歳～、又は障害年金受給要件該当者
130万円未満	150万円未満	130万円未満	180万円未満

基準額

	130万円未満	150万円未満	180万円未満
給与収入	月額108,334円未満	月額125,000円未満	月額150,000円未満
雇用保険の給付(失業給付)	日額3,612円未満	日額4,167円未満	日額5,000円未満
健康保険の給付(傷病手当金)	日額3,612円未満かつ月額108,334円未満	日額4,167円未満かつ月額125,000円未満	日額5,000円未満かつ月額150,000円未満

被扶養者と別居している場合は、被扶養者が得ている収入より多い額を送金する必要がありますので、送金額の増加にご注意ください!



- 年齢要件(19歳以上23歳未満)については、その年の12月31日現在の年齢で判定します。
- 認定と認定取消における取扱いは以下のとおりです。

<認定>

認定の可否は、未来1年間の収入見込額で判断されます。

→認定日が2025年10月1日よりも前なら改定前の基準、同日以後なら改定後の基準が適用。

<認定取消>

認定取消の可否は、過去直近1年間の収入が基準額を超えているかで判断されます。

→取消事実の発生日が2025年10月1日よりも前なら改定前の基準、同日以後なら改定後の基準が適用。



注意

〈被扶養者担当〉

共済組合では、法令等に基づき、10月に被扶養者の資格確認を実施しますので、対象となる組合員の方は、期限までに必ず書類を提出してください。

なお、2025年3月1日及び2025年10月1日付で「日本郵政共済組合認定基準」の一部を改訂していますが、今年度の資格確認は2024年1月1日～12月31日の期間を確認しますので、改定前の認定基準に基づいて調査します。

実施スケジュール

9月下旬

10月上旬

資格確認書類発送
(組合員自宅あて)

到着後、
提出書類の準備

書類の提出

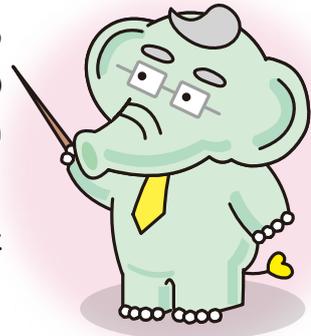
提出期限
10月31日

Q: 「資格確認」とはどのようなことをするの？

A: 共済組合の被扶養者として認定した方が2024年1月1日から12月31日(※)までの1年間において、引き続き被扶養者の要件を欠いていないことを、提出していただいた書類により確認します。

確認の結果、被扶養者の要件に該当しないことが判明した場合は、認定取消の手续をご案内します。

ご案内が届きましたら、速やかに書類を提出してください。



(※) 期間中に認定された被扶養者は、認定日～2024年12月31日

Q: 確認の対象となる被扶養者は？

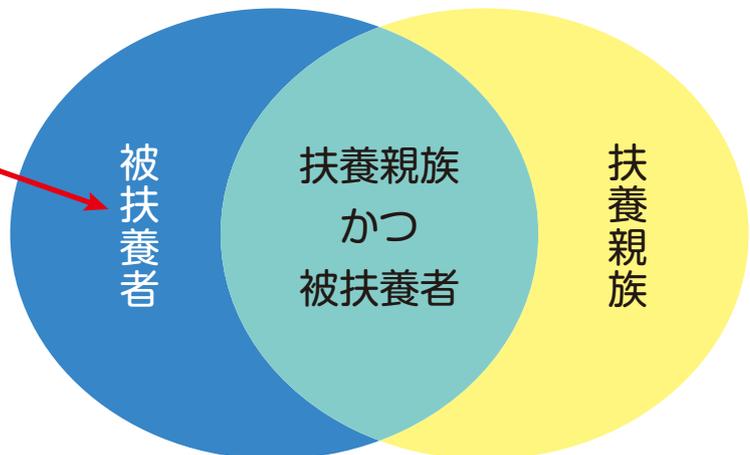
A: 2025年9月1日現在、共済組合の認定を受けている被扶養者の方が対象です。

ただし、郵政会社等各社から扶養手当を支給されている方は除きます。(※)

(※) 郵政会社等の各社の扶養手当と共済組合の被扶養者の要件は、ほぼ同様であることから、会社の扶養手当支給対象となっている被扶養者の方については、資格確認の手續を省略しています。

日本郵政共済組合の制度

会社の手当制度

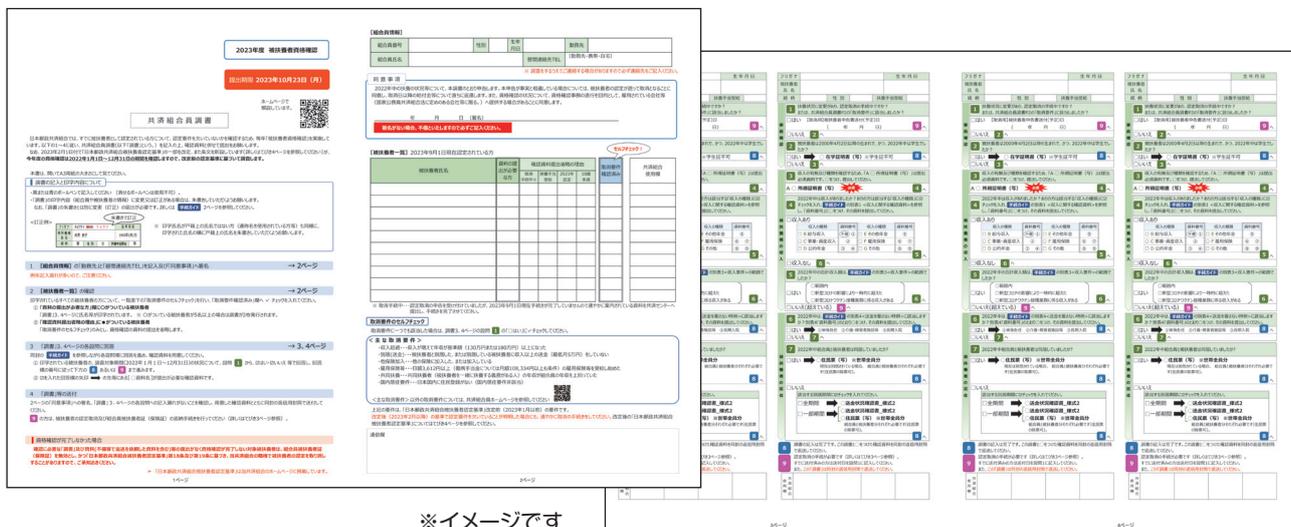


〈被扶養者担当〉

主な提出書類

調書 (イメージ)

全員提出



確認書類

※ 被扶養者によって提出書類が異なります。

- 被扶養者の収入が、収入限度額未満であることを確認します。

60歳未満	年額：130万円未満	60歳以上又は概ね厚生年金 保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者	年額：180万円未満
	月額：108,334円未満		月額：150,000円未満
	日額：3,612円未満		日額：5,000円未満

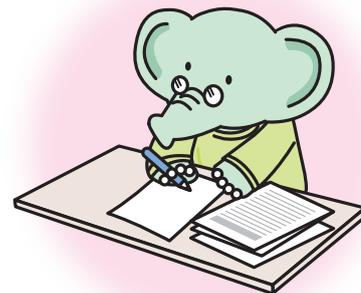
- ① 所得証明書：収入の有無及び、どのような収入があったかを確認する書類。
- ② 給与等証明書：給与収入について確認する書類。

※ 他に営業収入、不動産収入、農業収入、年金収入等全ての収入を書類を提出いただき確認します。

- 組合員により被扶養者の生計が維持されていることを確認します。

- ① 住民票：組合員と被扶養者の居住状況を確認するために提出する書類。
- ② 送金状況確認書：組合員と被扶養者が別居している場合に提出する書類。

※ 別居している場合、被扶養者の年間収入額より多い額の口座間送金が必要です。



確認に必要な書類が提出されなかった場合

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第18条及び第19条の規定に基づき、共済組合の職権で被扶養者の認定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

〈 被扶養者担当 〉

被扶養者として認定されている方が、就職・別居・収入増加等により、被扶養者の要件を欠いた場合は、速やかに被扶養者の取消が必要になりますので、忘れずに必要な手続を行ってください。

なお、会社を介したことにより、書類到着が遅れ手続が遅延したケースが多く見受けられます。

必ずご自身でさいたま新都心の共済センターに送付してください。

1 就職等に伴う取消の例

就職・他の社会保険に加入

卒業等により就職（郵政会社等への就職や海外留学先での就職を含む）、あるいはパート先から資格情報のお知らせ又は資格確認書を交付された場合

2 別居等に伴う取消の例

別居

- 「配偶者（内縁関係を除く）・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹以外の被扶養者と別居した場合（例：配偶者の父母、甥、姪等）
 - 別居した被扶養者に対し、被扶養者が得ている収入より多い額の口座間送金※をしていない場合
- ※ 被扶養者が無収入の場合でも生活が維持できる程度の口座間送金が必要です。

3 その他の事由による取消の例

扶養替

年間収入を比較し、今後は共同扶養者（被扶養者を一緒に扶養する義務がある人）の収入が多くなることが見込まれる場合

収入増加

パート先の雇用条件が変わり、年収見込が基準額以上となった場合

※ 一時的な収入増加と認められる場合は、被扶養者として認められる場合もあります。

- 一時的な収入増加の詳細は
共済組合ホームページをご覧ください。

コチラをクリック



トップページ ▶

用語から探す ▶

年収の壁・支援強化パッケージ

年金増額改定

公的年金等が増額改定され、年収見込が基準額（180万円）以上となった場合

雇用保険等

基準額が130万円の場合、受給期間の長短に関わらず月額3,612円以上（傷病手当金は月額108,334円以上も条件）の受給を始めた場合

認定取消手続に必要な書類等 ※ 送付先はさいたま新都心の共済センターとなります。

○【取消用】被扶養者等
申告書 (1/2) (2/2)



確認資料

「被扶養者の要件を欠いた理由」により異なります。共済組合ホームページの「**認定取消に必要な書類一覧**」を参照



- 有効期限内の資格確認書
- 被扶養者証（保険証）
- 「組合員証等返納票」

被扶養者証及び有効期限内の資格確認書を亡失の場合は、「組合員証等亡失届」を提出してください。

- 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

コチラをクリック



トップページ ▶

よくある手続から探す ▶

被扶養者が減った（取消）



注意

事実発生時点に遡って認定を取り消すことになるため、認定取消日以降に被扶養者証、マイナ保険証及び資格確認書を使用していた場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。

〈 被扶養者担当 〉

長短任 年に一度の「安心習慣」対象者の皆さま、「特定健康診査」はもう受けられましたか？

生活習慣病を予防又は早期発見するために、「特定健康診査（特定健診）」を受診することができます。
6月上旬に、対象者のいる組合員のご自宅へ「無料受診券（黄色いハガキ）」を送付しています。

対象者となる方

2025年度に40～74歳となる方でかつ、
4月1日現在、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 組合員の被扶養者
- ② 任意継続組合員
- ③ 任意継続組合員の被扶養者

無料で受診
できます！



ご自宅の近くで
受診できます

年に一度は健康状態の確認を、ぜひ対象者の方へ受診をお勧めください。

※ 受診者特典（カタログギフト）の配付は2024年度をもって終了しました。

パート先等、他の場所で健診を受けられた対象者の皆さま

～健診結果の提出にご協力をお願いします。～

共済組合では、加入者の皆さま（被扶養者の皆さま）の健診結果を国へ報告する義務がありますが、パート先等での健診結果は確認することができないため、お願いをするものです。

- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ▶ 福祉事業 ▶ 保健事業 ▶ 健康増進 ▶ 特定健康診査



コチラをクリック

- 他の場所で健診を受けられた方の健診結果の提出については [こちら](#)

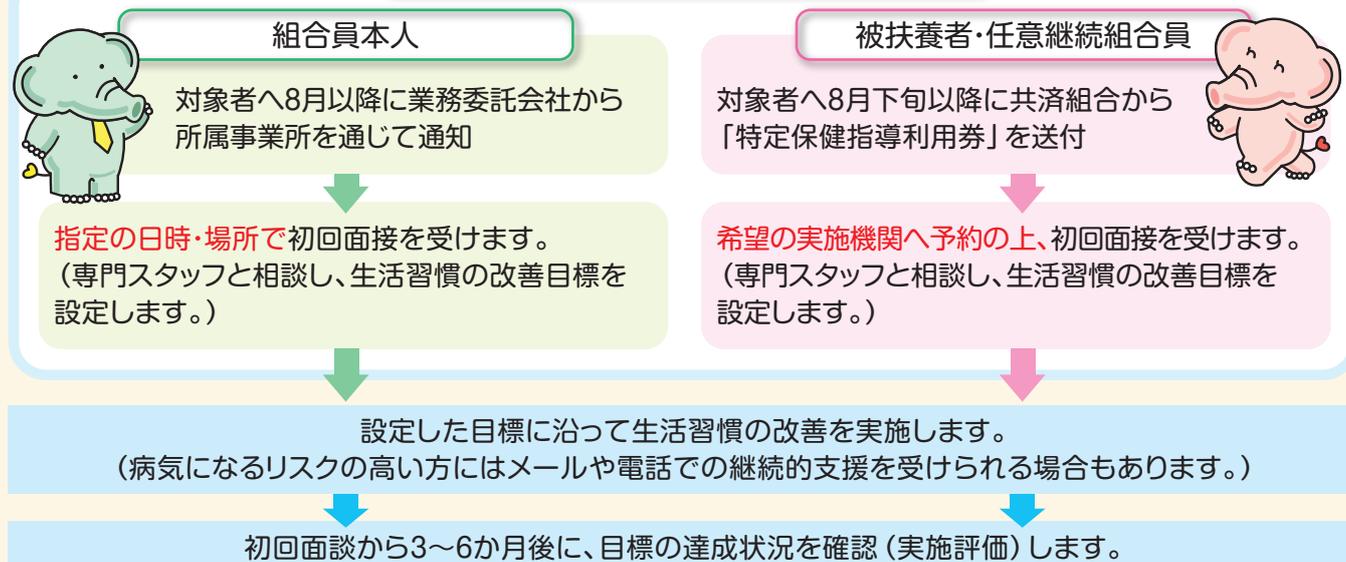
〈 助成担当 〉

長短任 ここから変わる！「特定保健指導」を受診しましょう！

「特定保健指導」とは…

糖尿病や心臓病等の生活習慣病発症リスクが高い方に対し、健やかな生活を送れるよう、個々の健診結果や生活状況に合わせて、医師や保健師等の専門家から重症化を防ぐためのアドバイスを受けることができるプログラムです。

ご利用の流れ（自己負担はありません）



- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ▶ 福祉事業 ▶ 保健事業 ▶ 健康増進 ▶ 特定保健指導



〈 助成担当 〉

マイナポータルとは？

日本政府が提供する行政手続きのオンライン窓口です。
40歳以上の方はこのマイナポータルで特定健康診査の結果を確認することができます。

健診結果が確認できるメリット

- ① 結果確認が簡単なので、健康管理がしやすい
- ② 医療機関への情報提供がスムーズ
診察時に必要な情報を手軽に医師と共有できる

詳しくは

私の情報について/マイナポータル(デジタル庁)

マイナポータル健診結果情報の確認方法(外部リンク)

コチラをクリック

マイナポータルで健診結果をチェックするには、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要です

マイナポータルを上手に活用して健康な毎日を!



〈助成担当〉

「2025年度卒煙プログラム」のご案内

今年度も昨年度に引き続き、スマートフォンアプリ、禁煙補助薬(※)を使用した卒煙プログラムを実施します。

ぜひ、この機会にチャレンジしてみませんか。

(※) 禁煙補助薬は、健康状態等(既往症や服薬の有無)により使用できない場合があります。

申込期間

- 2025年9月1日(月)～同年10月10日(金)
※ 定員になり次第終了予定です。

参加条件

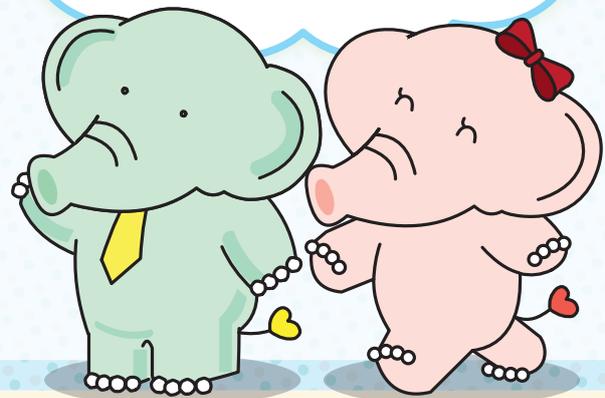
- 共済組合の組合員及び被扶養者の方(いずれも任意継続組合員を含む)
- スマートフォンアプリを利用できる方(自身のスマートフォンを利用)

参加費

- 無料
※ 通信にかかる費用はご本人の負担となります。

卒煙プログラムにぜひ参加してください!!

喫煙者ご本人の健康被害や疾病予防とご家族や周囲の方々の受動喫煙防止を目的に禁煙サポートを実施します



- 参加を希望する方は共済組合ホームページからお申込みください。

コチラをクリック



トップページ ▶ 福祉事業 ▶ 保健事業 ▶ 健康増進 ▶ 卒煙

〈助成担当〉

長短退任 年末調整等に必要の証明書を発行します(「みらい」・住宅貸付)

下表のとおり対象の方のご自宅あてに証明書を圧着ハガキで郵送します。
この証明書は年末調整等の各種手続を行うまでの間、大切に保管してください。

利用制度	証明書名称	発行対象者	発行時期
団体積立年金保険 「みらい」	生命保険料 控除証明書	2025年8月1日時点でご加入中の方	2025年 10月中旬
一般住宅貸付 弁済回数120回 (10年)以上に限る	住宅取得資金に係る 借入金の年末残高等証明書 (※1)(※2)	2016年1月～2025年8月に 貸付けを受けた方	2025年 10月上旬
		2025年9月～12月に ●貸付けを受けた方 ●臨時弁済をした方	2026年 2月上旬

- (※1) 貸付金送金日をご入居日として、その時点での税制に規定されている控除適用期間について発行しており、2016年1月以降に貸付けをしたものが発行対象です。
- (※2) 発行対象者以外で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける目的で証明書が必要な方は共済組合ホームページから様式「年末残高等証明書 発行申請書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、貸付担当あて郵送してください。

● 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[コチラをクリック](#)



[トップページ](#) ▶ [福祉事業・貸付事業](#) ▶ [住宅貸付\(一般\)](#) ▶ [貸付後の手続](#)

〈貸付・みらい担当〉

長短退任 「みらい」ご加入の皆さまへ送付物のご案内です



今年度も団体積立年金保険「みらい」へご加入いただきありがとうございました。
ご加入いただいた皆さまへ下表のとおり送付物のご案内です。

送付時期	既加入の方	新規加入の方
2025年11月下旬	ご加入のお知らせ (コース追加した方のみ(※1))	「みんなのMYポータル」資料(※2) + ご加入のお知らせ
2026年1月上旬	払込取扱票(一時積増をお申込みした方のみ)(※3)	

- (※1) 口数変更は郵送での通知はございませんので、2026年1月以降「みんなのMYポータル」から加入内容をご確認ください。
- (※2) 新規登録に必要なIDとパスワードが記載された圧着ハガキと操作方法等のご案内です。ハガキは一定期間経過しますと、無効となりますので、お早めにご登録ください。
- (※3) 払込みいただいた一時積増金額は、2026年2月下旬頃、積立金額に反映されます。

「みんなのMYポータル」への登録をお願いします

「みんなのMYポータル」では、ご加入内容、積立金額の確認、一部払出手続(一般型コースのみ)等を利用できます。
是非この機会にご登録ください。



● 一時積増のみ2025年12月31日(水)まで受け付けています。
お申込みは共済組合ホームページをご覧ください。

[コチラをクリック](#)



[トップページ](#) ▶ [人生のイベントから探す](#) ▶ [老後に備えた貯金](#)

〈みらい担当〉

長短任 地方自治体による医療費助成制度を受けている場合は届け出が必要です!

医療機関から提出されるレセプト(診療報酬明細書)に基づき、共済組合では高額療養費等の計算を行い、原則として自動送金を行っています。組合員又は被扶養者が**地方自治体による医療費助成制度を受けている場合**は、共済組合からの送金による二重給付を防止する観点から、**自動送金を停止する必要がある**ため、下表の医療費助成制度を受けている場合は共済センター給付担当あてに届出を行ってください。

制度名	提出書類	提出書類
障害者医療費助成 ひとり親家庭医療費助成 妊産婦医療費助成	受給者証の写し	受給者証の写しの余白に ① 組合員番号 ② 組合員氏名 ③ 連絡先電話番号 を記入し、郵送してください。

自治体からの照会で二重給付が判明するケースが増えています。



- ※ **子ども医療費助成**については、年齢により判断が可能なため、**届け出は不要**です。
- ※ 地方自治体ごとに制度名が異なるため、ご不明な場合はお住まいの地方自治体にお問い合わせください。

注意

- 上記の届け出をした後で、受給者証の記載内容が変更となる場合(特に受給期間)や医療費助成の認定が取消となった場合も、速やかに共済組合へご連絡ください。
- 地方自治体と共済組合の双方から給付を受けたこと(二重給付)が判明した場合は、後日、地方自治体又は共済組合へ給付金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

郵送先 日本郵政共済組合共済センター 給付担当(住所は表紙を参照) 〈 給付担当 〉

長短退任 電子申請が便利です!

電子申請

資格関係の証明書の発行申請
基礎年金番号・任継の届出 など

ネットで簡単♪



基礎年金番号届を出される方も電子申請をご利用ください!
※ 入社後からご利用できます

任意継続組合員になりたいややめたい方は、ホームページの電子申請で申込みができます



いつでもできるぞう!

- 詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

コチラをクリック



トップページ ▶ 電子申請 ▶ **組合員資格に関する証明書発行申請・届出フォーム**

〈 広報担当 〉